

○防衛省令第十一号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う防衛省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

防衛大臣 中谷 元

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う防衛省関係省令の整備等に関する省令

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日

本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則（昭和二十七年総理府令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を第二十六条とし、第十八条から第二十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第十七条中「別記様式第十三号」を「別記様式第十四号」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条中「第二十二条第四項」を「第二十二条第五項」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条中「第二十二条第三項」を「第二十二条第四項」に改め、同条第三号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第七条の規定による異議申立書」を「法第二十二条第一項の規定による事件の送致の申立書」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（事件の送致の申立書の様式）

第十五条 法第二十二条第二項の規定による申立書の様式は、別記様式第十三号とする。

別記様式第十三号中「第十七条関係」を「第十八条関係」に改め、同様式を別記様式第十四号とし、別記様式第十二号の次に次の一様式を加える。

様式第十三号（第十五条関係）

事件の送致の申立書

年 月 日

防衛局長 氏

名 ⑩

収用委員会殿

年 月 日に裁決を申請しました事件について、左記により、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十二条第一項の規定による申立てをします。

記

送致事件に係る起業者の緊急裁決の申立ての対象となった土地の所在、地番及び地目等	
事件の送致を申し立てる理由	

（連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則（昭和三十六年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号の備考中「~~行政不服審査法~~（昭和37年法律第160号）」を「~~行政不服審査法~~（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「不服の申立て」を「審査請求」に、「6ヶ月」を「6月」に改める。

（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第三条 若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づき不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十六条の見出し及び同条第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「次の給付金管理者の区分に応じて次に定める様式」を「別記様式第九」に改め、同号イ及びロを削る。

第十七条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二項第一号中「次の給付金管理者の区分に応じて次に定める様式」を「別記様式第十」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「次の給付金管理者

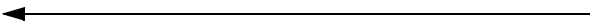
の区分に応じて次に定める様式」を「別記様式第十一」に改め、同号イ及びロを削る。

第十九条第一項中「別記様式第十五」を「別記様式第十二」に改める。

第二十四条第一項中「別記様式第十六」を「別記様式第十三」に改め、同条第三項第一号中「次の給付金管理者の区分に応じて次に定める様式」を「別記様式第十四」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「次の給付金管理者の区分に応じて次に定める様式」を「別記様式第十五」に改め、同号イ及びロを削る。

第二十五条第一項中「別記様式第二十一」を「別記様式第十六」に改める。

別記様式第四を次のように改める。



殿

（給付金支給機関の長）



若年定年退職者給付金追給通知書

年 月 日付で貴殿から請求のあった若年定年退職者給付金の追給について、
支給する ことは、下記のとおり、支給しない ことに決定したので通知する。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

追 給 金 額	円
不支給の理由	

細部計算内訳は、同封の若年定年退職者給付金追給調書のとおり。

備考 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第五（表面）中「不図面立て」を「検査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式（裏面）中「禁鋼」を「禁鋼」に改める。

別記様式第六（表面）中「不図面立て」を「検査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式（裏面）中「禁鋼」を「禁鋼」に、「6か月」を「6月」に改める。

別記様式第七（表面）中「不図面立て」を「検査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式（裏面）中「禁鋼」を「禁鋼」に、「6か月」を「6月」に改める。

別記様式第八（表面）中「不図面立て」を「検査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削る。

別記様式第九を削る。

別記様式第十（表面）中「不図面立て」を「検査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式を別記様式第九とする。

別記様式第十一を削る。

別記様式第十二（表面）中「大隈母立て」を「~~大隈母立て~~」に、「60月」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「~~大隈母立て~~」を削り、同様式を別記様式第十とする。

別記様式第十三を削る。

別記様式第十四（表面）中「大隈母立て」を「~~大隈母立て~~」に、「60月」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「~~大隈母立て~~」を削り、同様式を別記様式第十一とする。

別記様式第十五を別記様式第十二とする。

別記様式第十六（表面）中「6か月」を「6月」に改め、同様式を別記様式第十三とする。

別記様式第十七を削る。

別記様式第十八（表面）中「大隈母立て」を「~~大隈母立て~~」に、「60月」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「~~大隈母立て~~」を削り、同様式を別記様式第十四とする。

別記様式第十九を削る。

別記様式第二十（表面）中「大隈母立て」を「~~大隈母立て~~」に、「60月」を「3月」に、「6か月」を

「6月」に改め、「又は裁許」を削り、同様式を別記様式第十五とする。

別記様式第二十一を別記様式第十六とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この省令の施行前にされた行政庁の処分

又はこの省令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。